

令和 6 年度 第 1 回 大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考会議 議事録

日 時： 令和 6 年 7 月 22 日(月) 15 時 00 分～16 時 00 分

場 所： 大阪公立大学医学部学舎 1 階応接室

出席委員： 鶴田大輔 医学研究科長、角俊幸 医学部附属病院副院長、
南條幸美 医学部附属病院副院長兼看護部長、東山潔 理事、
池田博之 経営審議会委員(リモート)
勝間田敬弘 大阪医科薬科大学病院病院長
中尾正俊 大阪府医師会会長

議 事：

事務局 「それでは皆様お揃いですので、ただいまから 2024 年度第 1 回大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考会議を開始いたします。池田委員、音声は聞こえていらっしゃいますか？」

池田委員 「聞こえています。」

事務局 「では、お手元の資料に沿って進めさせていただきます。議題 1 から、3 の議長の互選まで事務局が進行を務めさせて頂き、議題 4 からは選出された議長に進行をお願いします。」

1. 本選考会議について

事務局 「議題 1、本選考会議についてご説明します。資料 1、1/19 ページ目をご覧ください。大阪公立大学医学部附属病院規程、四角囲み第 3 条において、病院長について定められています。この第 5 項から第 4 項、第 3 項と遡る順になりますが、本会議の推薦から任命までの手続きが定められています。本会議から学長に対して候補者を推薦して頂いたのち、学長が理事長に申し出を行います。その後、理事長が役員会の意見を聴取して、任命するという流れになります。

続きまして、資料 2、6 ページをご覧ください。大阪公立大学医学部附属病院長候補者選考規程についてご説明します。本会議の設置についての項目は割愛して、7 ページ目をご覧ください。第 7 条に病院長候補者の資格について、第 1 号から 11 号まで定められています。続く第 8 条では、教職員から推薦された者を対象に選考することと、そ

の手続きが定められています。また、第3項では、教職員の推薦なしに、本会議独自で候補者を追加できることが定められています。第9条では、第2項において、選考会議はプレゼンテーションや面接を行うことができることが定められています。第10条では、第7条の資格を満たす候補者が複数居る場合は複数の者を選出すること、1名しか居ない場合は、その1名を選出することが定められています。第11条では、選考過程等を速やかに公表することが定められています。

続く9ページ目から13ページ目までは、教職員からの推薦に必要な書類があり、14ページ目には候補者の資格に関連する医療法の一部を抜粋して添付しております。

簡単ですが、ご説明は以上です。ご質問はございませんか？」

A 委員 「11 ページで新大学開学を踏まえてと記載があるが、これはもう必要ないのではないのでしょうか？」

事務局 「失礼しました。削除いたします。」

B 委員 「この資料には組織図が入っていないですね？病院長候補者を学長に上申するということは、学長の下に病院長が建付けられているという理解で良いですか？」

事務局 「はい。」

2. 委員名簿について

事務局 「議題2、委員名簿についてご説明します。資料3、15 ページをご覧ください。ご参集頂きました委員のご紹介と、その選出母体が記されております。事務局から各委員をご紹介いたします。

医学研究科教授会より 鶴田大輔医学研究科長でございます。

病院運営会議より 角俊幸医学部附属病院副院長でございます。

病院運営会議より 南條幸美医学部附属病院副院長 兼 看護部長でございます。

役員会より 東山潔理事でございます。

経営審議会委員より 池田博之経営審議会委員 兼 東洋テック株式会社代表取締役社長でいらっしゃいます。

特定機能病院の管理者又は病院長より 勝間田敬弘 大阪医科薬科大学病院病院長でいらっしゃいます。

医師会その他地域医療の関係者より 中尾正俊 大阪府医師会会長でいらっしゃいます。

次の議題3、議長の互選においては、4番目の東山委員から中尾委員までの4名の中から選出して頂くことになります。」

3. 議長の互選について

事務局 「続きまして、議題3、議長の互選にまいります。どなたか立候補又は推薦はございませんでしょうか？」

A委員 「もしよろしければC委員をご推薦したいと思うのですが、お受けいただけませんか？」

C委員 「はい。ありがとうございます。」

4. 議長による代理者の指名について

議長 「ただいま、議長にお選び頂きましたCでございます。できるだけ公平公正な選考会議となるよう、先生方と一緒に協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、【議題4 議長による代理者の指名】について、候補者選考規程第5条第3項に基づき、B委員に議長代理を指名したいと思います。B委員、委員の皆様、よろしいでしょうか。」

各委員 （異論なし）

議長 「ではB委員、よろしくお願いいたします。」

B委員 「はい。承ります。」

5. スケジュールについて

議長 「続きまして、【議題5 スケジュール】です。資料4の説明を事務局よりお願いします。」

事務局 「資料 4、16 ページをご覧ください。スケジュール案についてご説明します。本日 7 月 22 日の第 1 回終了後、明日 23 日より、教職員からの推薦の募集を行います。募集期間は前回の選考等に倣い、3 週間と設定しております。なお、3 週間後の 8 月 12 日月曜日が祝日であるため、翌日 13 日火曜日を締め切りとしております。8 月 29 日の第 2 回では、書類選考を行い、プレゼンテーションをする場合はその内容や聴講者を決定して頂きます。9 月初旬に候補者に対してプレゼンテーションの案内を行い、10 月上旬頃の第 3 回において、プレゼンテーションを実施して頂きます。プレゼンテーション終了後、同日中に選考を行い、候補者を決定して頂きます。複数の候補者が出た場合は、その評価を付けて頂きます。第 4 回は報告書の確定になりますが、メール審議が可能かと考えております。それ以後の項目は、本会議後のスケジュールをお示ししたものです。このスケジュール案は、前回を参考に事務局で作成したものですので、まずは、プレゼンテーションや面接を実施するかどうか等ご審議のうえ、スケジュールをご確認頂きたく存じます。事務局からは以上です。」

議長 「ありがとうございました。先ほどの説明に対して、ご意見、ご質問などあればお願いします。」

B 委員 「プレゼンテーションを聴講する対象者はこの後に議論されるのでしょうか？一般的な選考委員会に対するプレゼンテーションということでしょうか？」

事務局 「はい。」

D 委員 「8 月 13 日に募集を締め切って、8 月 29 日の選考会議までに書類選考とあるが、書類というのはどういうものでしょうか？ここに書いてある所信表明書のことでしょね？8 月 29 日までに書類を受け取って評価をするのでしょうか？その日取りというのはまた教えていただけるのでしょうか？」

事務局 「書類に関しましては 9 ページから 13 ページ目までを推薦される方には提出頂きます。所信表明もその中の一部です。その書類一式を、募集締め切り以後に各委員の先生方にまた次回の選考会議資料としてお送りさせて頂きます。そのうえで 8 月 29 日の第 2 回選考会議におきまして、規程に定められている通りの要件を満たしているかどうか、書類選考として確認いただくという流れになります。」

B 委員 「郵送で書類をいただけるのですか？あるいはメール添付などですか？」

事務局 「例えばデータであれば、パスワードなどをつけて送ります。」

B 委員 「29 日までに自己評価して、29 日の現場で決められるよう準備しておくということでしょうか？」

事務局 「29 日の場では一旦、形式的な要件の確認になろうかと思います。最終的にプレゼンテーションをしていただくという事となりましたら、プレゼンテーションを含めた形で第 3 回選考会議にて決定していただくことになります。」

B 委員 「書類に対する評価表はないのですか？」

事務局 「はい。」

B 委員 「任意の評価方法ですか？」

事務局 「はい。」

議長 「いかがでしょうか？とりあえず 8 月 29 日までに選考委員の皆様には事前に選考書類が送られてくるということですので、審査の準備をしておいて頂きたいと思います。他はいかがでしょう。スケジュールなどに関しまして。」

議長 「必ず面接とプレゼンテーションはするという事でよろしいでしょうか？」

A 委員 「常識的にはその通りかと思います。」

議長 「ではその方向性で考えていただければと思います。スケジュール的に何も問題がなければ、事務局の提案通りで進めていきたいと思いますので、よろしく願います。」

6. 公示内容について

議長 「続きまして、【議題 6 公示内容】です。資料 5 の説明を事務局より願います。」

事務局 「資料 5、17 ページをご覧ください。公示案についてご説明します。第 1 項に、新病院長に求められる要件を示しています。こちらは選考規程第 7 条の内容を記載しています。第 2 項では推薦方法を記載しています。こちらも選考規程第 8 条の内容です。第 3 項は受付期限、第 4 項は提出方法を示しています。最後の第 5 項は、推薦後の選考方法を示しています。簡単ですが、事務局からは以上です。」

議長 「ただいまの説明内容に関しまして、何かご意見、ご質問などあればお願いします。」

事務局 「事務局から 1 点よろしいでしょうか？18 ページの 5 番に、選考方法につきまして、2 段落目にて、書類選考を通過した者に対し、プレゼンテーション及び質疑応答の案内を送付し、さらに選考を行う。と表現しておりますが、先ほどプレゼンテーションを実際に行うかどうかは次回の決定事項となりましたので、文末を行うという、断言ではなく、選考を行う予定であると、予定という表現に修正して公示させて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか？」

議長 「ありがとうございます。ただいまの事務局の提案について、その通りに修正するということよろしいでしょうか？」

各委員 （異論なし）

7. 選考方法の検討について

議長 「続きまして、【議題 7 選考方法の検討】に移りたいと思います。資料 6 の説明を事務局よりお願いします。」

事務局 「資料 6、19 ページをご覧ください。この資料は、候補者が複数になった場合に、比較する項目を表にしたものです。グレーの網掛け部分、第 1 項は提出書類から読み取れる内容、第 2 項は選考規程に定められている内容、第 3 項はプレゼンテーションの内容、第 4 項はその他という構成にしています。候補者が複数になった場合は、本会議は一人に絞らずに複数の方を学長に推薦して頂くことになります。その際、本会議のご意見を添えるためには、何らかの形で候補者を比較する必要がありますので、事務局案としてこの比較表をお示ししたものです。次回以降、実際に複数の候補者が出たときに、比較表の必要性も含めて、ご審議頂ければ幸いです。事務局からは以上です。」

議長 「ありがとうございました。ただいまの説明にご意見、ご質問などあればお願いします。」

E 委員 「複数名の候補者が出た場合、例えば2名が出てうち1名が書類審査の段階で不適格な人だと判断された場合は、1名のみのおすすめとなるのでしょうか？先ほど、事務局は複数名の候補者が出た場合は複数名を推薦と説明しましたが、例えば医療安全管理業務の経験が充実していない方が立候補した場合、1名のみのおすすめということも可能でしょうか。」

事務局 「7 ページ目の選考規程第7条ご覧ください。第1号から第11号まで候補者の資格、条件が記載されております。例えば第1号におきましては、日本国の医師免許を有するとありますので、当然、医師免許のない方が推薦されましたら、その方は候補者になることはできません。同じように、第1号から第11号までのこれらの条件が1つでも満たしていないとこの委員会で判断された場合は、その方は候補者になることができず、推薦できないこととなります。ただ優劣の問題で第1号から第11号までの要件は、程度の問題はさておき、一旦は満たしているということになりましたら、その方も含めて複数名を推薦していただくことになろうかと思えます。そのことは、同じく7ページの第10条に「選考会議は、複数の候補者又は第7条の資格を満たす候補者が1名である場合は当該候補者を選出する。」と定められております。資格を満たす候補者が1名の場合はその人を選出する。そうでない場合は、複数の候補者を選出するという規程になっております。事務局からは以上です。」

議長 「今の説明でよろしいですか？」

E 委員 「はい。」

D 委員 「もう一度確認ですが、A・B・Cと候補者が3名いた場合、そのうち3名ともプレゼンテーションをするのか、例えば2名にするのか、ということを経験選考の段階で、選考会議によって決めるということでしょうか？」

A 委員 「決めてもよい、ということですね。決めるのでしょうか？」

D 委員 「決めないと公示内容と合わないと思います。公示は、書類選考を通過した者に対しということになっているので、一旦書類選考においてフィルターをかけますという前提で書かれている。では書類選考をして候補者を3人よりも2人にしたいと思えば、2人になることもあり得るという意味ですね？選考を通過した者という言葉があ

る以上、審査するという流れになると思うのですが、違うのですか？」

議長 「事務局から説明はいかがでしょうか。」

B 委員 「選考した結果、選抜した者にプレゼンテーションを求めるという文言は、規程上どこかに記載があるのですか？第 9 条第 2 項 選考会議は、プレゼンテーション及び面接を実施することがある、しか記載がないのでは？」

事務局 「書類選考でふるいをかけてからプレゼンテーションに進むというのは、規程上で明言はされておられません。ですので、してもいいし、しなくてもいいということになります。ただ、先ほど第 7 条のご説明をさせて頂きましたが、第 1 号から第 11 号を形式的に満たしていない方が書類選考の時点で明らかになれば、その方はプレゼンテーションをする意味がありませんので、要件を形式的に満たしているということを書類選考で確認して頂き、そのうえで要件を満たしている方にプレゼンテーションをしていただくことも可能ですし、逆に例えば 3 名以上が出ていて、全員が形式的な要件を満たしているけれども、その書類選考の段階で 2 人に絞ったうえでプレゼンテーションをして頂くということも、そのどちらも可能と考えています。以上です。」

B 委員 「よくわかりました。大体どこの大学も要職の選挙はそうだが、最低条件を満たしていなければ書類選考で落ちるが、最低限求められる要件のすべてを満たしている場合にそこで優劣をつけて、プレゼンテーションにまでフィルターをかけるかどうかですよね。大学によっては、疑わしきは全部候補者の利益に、というタイプの大学もありますし、厳選して一人にしようと厳しくフィルターかける大学もある。そこはやっぱり大学のポリシーが出ると思います。決して是非の問題ではないですが。」

D 委員 「今の話であれば、書類に不備があるとか、そもそも形式的な要件を満たしていないとかであれば当然のごとく書類選考で落ちるけれども、例えば所信表明の内容などの評価によってプレゼンテーションに行かない可能性は、基本的にはないだろうという前提ですよね？」

B 委員 「そうですね。なるべく候補者の利益にと思えば、余程悪くなければ皆さんプレゼンテーションしてくださいということになるでしょうし、その点を議長は如何お考えですか？」

議長 「教職員の推薦もあることですし、基本的に第7条の条件を満たしていれば、プレゼンテーションに進んで頂き、先生方の質問などを通して所信表明に対してもう少し深く確認していくということが必要なのではないかと考えていますが、今日の決定事項という事でよろしいでしょうか。」

E 委員 「ある一定の人数を超えてしまうと、プレゼンテーションを評価するのも大変になると思います。」

B 委員 「応募状況を見て判断ということでもいいのではないのでしょうか。」

各委員 （異論なし）

議長 「19 ページの比較表の扱いはどのようになっていますか？各委員が書いたものを全員にお見せするのでしょうか？要するに手持ち資料ではないということでしょうか？」

事務局 「最終的に選考会議として1枚の比較表の形にさせていただくことを想定して用意しています。実際にプレゼンテーションを聞きながら、あるいは書類など見て頂きながら、各委員でご意見をご用意して頂いて、会議の場で最後1枚に形にさせていただくというような使い方を想定しています。」

議長 「ということは、すべての委員にみてもらいながら最終的にまとめ上げていくという取扱いと考えていいですね？」

事務局 「お配りすることもできますし、お手持ちにさせていただいて会議の場でご意見を頂戴することもできるかと思います。」

B 委員 「一つのやり方として、議長に各委員の評価をまとめていただいて、最終的に1枚ものにする。あともうひとつ質問は、スコア制にするのか、評価を叙述するのか、何を意図しているのか分からないので、説明して欲しい。」

事務局 「叙述形になるのか、点数をつけるのか、これもまた、まったく決まりはありません。ですので、そこも含めて出てきたときに、ご審議頂く形になろうかと思います。」

B 委員 「書類が配られた段階で大項目の2は評価できますよね。例えば、5段階評価

にするなど決めておいていただかないと、次に会うときに各自勝手な定量評価しているとわからなくなってしまうと思います。」

A 委員 「どのように評価するのかというのも次回ディスカッションですよね。この項目をどうするのか、内容や点数どうするのか、それを期待しているのですよね？」

事務局 「どうやって比べるのかというお話になろうかと思いますので、たたき台として作成しているもので、どのような形で比較するのかというのもご議論のうえ決定いただくという意図です。」

E 委員 「教授選考でも似たようなことをしているのですが、第二回までに素案みたいなものを誰かが担当して、素案を見て議論にしないと、その場で決めるのは困難と思います。大体こういう項目で評価して、何点満点中何点というのを決めている。素案を次回までに誰かが作成するのが一番手っ取り早いと思う。」

D 委員 「新病院長に求められる要件は、あくまでも資料 5 の 1 (1) から (11) の要件の中でどの方が一番ふさわしいかを決めないと、他の要素が出てくると、それは別の要素（規程にはない別の要件）になってしまうのではないかと思います。」

E 委員 「その要件が大項目の 2 ですが、そのうちそこで差がつくのは人格が高潔でなどというような抽象的な表現のところですよね。例えば医師免許の有するなどは○か×で。」

D 委員 「例えばですが、(4) は候補者のお考えが出てきて、プレゼンテーションでわかるというか、評価できることだと思います。例えば (4) から (8) はどういう病院経営・運営をするかを定める、プレゼンテーションの中身になると思う。」

E 委員 「(4) と (7) はそうですけど、(5) とかは○か×です。これはもう厚労省が定めたものですから。」

D 委員 「例えば (5) に医療安全業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していることに書いてあるのですが、これはつまりこれからどのように医療安全の確保を進めていくか、あるいはどういう風に管理していくか、ということをプレゼンテーションしていただくものではないかと考えます。」

E 委員 「それはプレゼンテーションかもしれませんが、要件 11 の項目は、医療法に

定められたもので、特定機能病院の医療安全管理者研修を受講することが必須であったと思う。大項目2の部分は、要件を満たしているかどうかの項目であると考えます。」

B 委員 「おそらく D 委員がおっしゃっているのは、○×でも評価できるのですが、よくよく内容を読むと定量化して評価もできそうだとのことですね。そういう要素が(4)から(8)に関してはあるので、医療安全の業務経験があったとしても、候補者によってボルテージが違う、やる気も違うということがあるという意味ですね。」

D 委員 「ありがとうございます。評価表において、プレゼンテーションの項目が空白になっているが、この項目は、規程上に記載されている(4)から(8)の内容が評価対象になるのかと思っている。それ以外の別の要素を入れて評価をすると、(そもそも病院長に求める要件は何だと考えているのか)わけがわからなくなってしまうため、それ以外の要素を入れるべきではないと考えます。」

A 委員 「そういった考えを踏まえた素案を作成した方が良いという提案です。」

E 委員 「規程の内容から決して逸脱しないような素案を作成すべきであると考えます。」

議長 「所信表明書の様式の内容に「地域医療の貢献」という文言が入っているが、このあたりは規程の要件には記載のない部分ではないかと考えます。そのあたりをどう評価するかということも評価の際には押さえておく必要があると思います。」

B 委員 「その点もそうですが、病院としてこれから売り出していきたい点、例えば救命救急センターがオープンしたのでそこに注力したいなど、病院として力を入れて取り組まれている点などをお教えいただければ。そのような点も評価項目なり得るのではないのでしょうか。」

E 委員 「今病院の運営に関しては1)経営の改善 2)DX化 3)国際化が課題。ただ、これが今の病院長の方針であるため、新病院長としての自由度も必要かとは考えます。今の売りを出してしまうと、今の病院長の売りを出すことになってしまう懸念があります。」

B 委員 「法人や大学の方針などを手本にするという方法はあるのではないのでしょうか。」

A 委員 「ただ、法人・大学の中期計画等もあるが、病院の内容についてはあまり具体的に書いている部分が乏しい可能性もあります。内容を見てみないと。」

E 委員 「文科省から 6 月末提出で依頼があった「大学病院改革プラン」についてはより具体的な記載がされていたので、その中から抜粋することが良いのではないか。病院の web サイトにもアップしているため、候補者になろうとする方なら見ているはずで

す。」

議長 「内部の先生に評価表の素案をご検討いただいて作成いただくことでよろしいでしょうか。」

各委員 （異論なし）

8. 議事録の公表について

議長 「続きまして、【議題 8 議事録の公表】です。説明を事務局よりお願いします。」

事務局 「F 委員、お時間は大丈夫でしょうか？」

F 委員 「はい、大丈夫ですが、一言だけ言っていいですか？今までの議論に異議はないのですが、複数名の立候補を前提に議論されていますよね？1 名の立候補の場合、ないのかもしれませんが同じ選考プロセスか？あと、もう一点。形式的に書かれているのかもしれませんが、候補者の資格（2）の人格が高潔でという定義って初めて見たのですが、スコアリング制という意見もあったので、私は点をつけられないと思いましたので。」

事務局 「1 点目のご質問、候補者が 1 名でもプレゼンを行うかどうかに関しては、次回ご審議頂きます。2 点目の”人格が高潔で”の部分は、手前味噌で恐縮ですが、当院の医学研究科の教授選考におきましても、よくある表現として使用しており、この病院長選においても、要件として求めているところではありますが、この部分を定量的に評価したということは今までにはございません。」

F 委員 「はい。ありがとうございました。」

事務局 「議事録の公表について、資料はございませんので、口頭でご説明します。本

会議の議事録は終了後速やかに公表しなければならないのですが、前回の選考会議では、委員名を伏せたうえで、詳細に公表しました。今回も同様の議事録案を事務局で作成しますが、事前に委員に確認して頂いたうえで公表させていただきますので、ご承知おきください。事務局からは以上です。」

議長 「ただいまの説明に関して、ご意見やご質問はありますか？」

各委員 （なし）

9. 次回会議について

議長 「続きまして、【議題 9 次回会議】です。事務局から説明をお願いします」

事務局 「先ほどの議題 5 スケジュールに従いまして、公募開始は 7 月 23 日、公募締め切りは 3 週間後の 8 月 13 日といたします。選考会議規程には、本会議が候補者を追加することがあることは定められていますが、どの段階で追加するかについては定められていません。本日時点でどなたかを追加されるのであれば、教職員から推薦される方と同じプロセスで進めるために、締切をそろえることを事務局からご提案させていただきます。以上です。」

議長 「何かご意見やご質問はありますか？」

各委員 （なし）

議長 「次回は、8 月 29 日(木)の 15 時から、場所は今回とは変わって病院の方になるということです。予定議題は記載のとおりです。本日の議題は以上となります。他に本日審議すべき事案はありますでしょうか？」

各委員 （なし）

議長 「それでは、これで第一回の選考会議は終了といたします。本日はありがとうございました。」